

2024年2月定例会 本会議一般質疑と当局答弁

2024年3月1日(金) 10:00

◎出口成信議員の一般質疑(60分)

1. 地球温暖化対策について
2. 鳥町食道街火災について
3. 特別支援学級を全小・中学校に設置を
4. 特別支援学校のスクールバスについて



出口成信議員への答弁と再質問

※音声をもとに党市会議員団で要約したものです

- 市長
- 環境局長
- 教育長
- 出口議員
- 市長
- 出口議員
- 環境局長
- 出口議員
- 環境局長
- 出口議員

■環境局長

○出口議員

■環境局長

出口成信議員の一般質疑

皆さんこんにちは、日本共産党の出口しげのぶです。会派を代表しまして一般質疑を行います。

本市の温室効果ガス排出削減と再生可能エネルギーへの転換について伺います。

世界気象機関（WMO）は2023年の世界の平均気温は産業革命前と比べて約1.4度上昇する見通しで、過去の12万5千年で最も暑い年だと発表しました。国連のグテレス事務総長は「気候崩壊の始まり」と強く警告し、世界の平均気温上昇を産業革命前と比べ1.5度以内に抑えるための二酸化炭素の排出削減対策、行動の加速化が切迫した課題となっています。

世界の気温上昇を1.5度に抑えるには、35年に19年比で温室効果ガスを60%以上削減する必要があると、国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が最新の報告書で指摘しています。国連気候変動枠組条約第28回締約国会議（COP28）では「30年までに再生可能エネルギーの設備容量を3倍、エネルギー効率を2倍にする」誓約に日本を含め110か国以上が賛同しました。

ところが、日本は化石燃料の廃止に激しく抵抗しCOP28会期中に2回も「化石賞」を受賞、世界中から批判されました。

1.5度目標の達成には石炭火力発電の廃止が欠かせません。日本は主要7カ国（G7）の中で唯一、石炭火力の撤退期限を示さず、岸田政権は延命を図っています。

北九州市は「脱炭素」の名で、水素・アンモニア活用で石炭火力の延命に突き進む大手電力を後押しする計画です。

北九州市は現在政令市の中でCO2排出量が4番目に多く、戸畑共同火力発電所に3基、響灘エネルギーパーク、響灘火力発電所にそれぞれ1基、合計5基の石炭火力発電所が稼働し続けています。

石炭火力発電の完全廃止、再エネ導入加速は世界の流れです。

本市にある石炭火力発電所の廃止について武内市長の見解を伺います。①

九電は電力の優先給電ルールによる出力制御として、昨年3月から5月の間、なんと67日間も、再生可能エネルギーを買わずに捨てています。その最大制御量は588万キロワット、原発5基分です。九州には佐賀の玄海原発、鹿児島島の川内原発と、合計4基の原発がありますが、再生可能エネルギーが、それを超える電力を供給できるということは明らかになっています。制御すべきは再エネではなく原発であり火力発電です。改めて九電に対して出力制御は行わないよう求めるとともに、捨て去られている再エネ電力は北九州パワーに

よる活用などを図るべきと考えますが、稼げる北九州市を掲げる市長の見解を伺います。②

本市は水素利用をさらに推進する計画です。水素を燃料として使ったシステムでは CO2 は排出されないとして水素利用はカーボンニュートラルを達成するのに有効な技術の一つであると主張されています。しかし、水素は天然資源ではなく工業製品です。

名古屋工業大学の市村正也教授は

「水素利用は、再生可能エネルギー電力の余剰分を使い、電気分解で水素を製造するのであれば、CO2 排出削減に寄与できる。しかし、現状では水素のほとんどが化石燃料を使い作られており、エネルギーロスが生じ、同じ仕事量を作り出すためには、化石燃料を直接使うより大量の化石燃料が必要となり、より多くの CO2 を排出する。つまり、水素ガス利用は、CO2 排出を増加させる。それにもかかわらず、日本政府や産業界は水素利用を積極的に推し進めており、そこでは、技術的に未確立な CO2 回収・貯蔵を前提に、低品位で廉価な海外の褐炭が水素の主要な原料として想定されている。水素の最終的な消費の場にだけスポットライトを当てることで、CO2 を排出しないエネルギー源であるかのように見せかけようとしている。そのため、水素ガスが温暖化対策の救世主だと誤解している人も、残念ながらいるだろう。そのような人々に対し、水素ガス利用に関する正確な知識を伝える努力が必要である。」と指摘しています。

国のエネルギー基本計画では 2030 年度の電源構成のうち水素・アンモニアの位置づけは 1%、水素の供給量目標は、2030 年 300 万トン、2050 年 2000 万トンが掲げられています。

私は 2022 年 2 月の本会議で本市の「水素供給・利活用拠点都市」推進根拠を尋ねましたが、その際、環境局長は「国がカーボンニュートラルへ向けて、電化が困難な産業の熱需要や運輸部門等の水素の活用を進めている。そのため本市としては経済性の高い水素供給、利活用可能な環境整備は重要と考え、既存の都市ガスインフラの活用による水素から製造したメタンの供給実証など、環境と経済の好循環の成功モデルを目指す」と回答しました。

しかし、CO2 を大量に排出させて製造された水素利用では脱炭素になりません。本市は 2020 年度から 2022 年度までの 2 年間、響灘地区に集積する太陽光発電や風力発電などの電力を使うことで、CO2 を発生させずに水素をつくる実証を行いました。実証事業は終了しましたが、北九州市グリーン成長戦略（水素供給・利活用拠点都市の目指すイメージ）の 2050 年のイメージ図には、はっきりと再エネ水素製造施設が書き込まれています。今後の再エネ水素製造施設の建設計画を伺います。③

魚町 1 丁目、鳥町食道街の火災事故を受けて伺います。

1 月 3 日 15 時頃発生した火災は、鳥町食道街一帯 2,730 m² 36 店舗を焼失させ鎮火に 42 時間を要し、再び大火災となりました。

北九州市では直近の 2 年間で 4 回もの市場・商店街等大火災が発生しています。北九州市は「重点防火指導対象地域」に指定されている旦過市場に対して 2022 年 8 月 10 日の

2度目の火災後、指導の強化を図ってきました。ところが、またもや火災事故が発生したのはなぜでしょうか、巨過火災の教訓は活かされたのか、二度と起こさないためにはどのような指導が必要だったのか、指導に限界があったのではないのでしょうか。

まず、鳥町食道街は「火災が発生した場合に延焼が拡大しやすく、大規模な火災につながる危険性が特に高いと考えられる地域」にもかかわらず、面積が基準以下の1400㎡だということ、周囲を耐火ビルで囲まれているとの理由から、「重点防火指導対象地域」に指定されませんでした。そのために使用されている厨房設備の確認もされず、住宅用火災警報器の設置義務もなく、鳥町食道街を含む魚町1丁目商店街で実施された防火訓練に、鳥町食道街の皆さんは参加していないと聞きました。

私は巨過市場の2度目の火災直後の2022年9月議会の本会議質問で、火災予防対策を徹底するためには、「北九州市商店街の活性化に関する条例」の中に、市場・商店街の防火対策に関する規定を明確に盛り込んで、事業者の防火に対する責務を明らかにし、それに対応する市の支援を強化すべきだと訴えましたが、当時市長は「まずは有識者の検討会において御意見を伺う」と答えています。

その後開催された3回の「火災予防対策のあり方検討会」で有識者から出された意見は、「査察周期の短縮」や「法令違反への厳しい行政指導」「小規模な飲食店等に、防火に関する責任感を根付かせること」「消防が調整役となり、地域が自主的に防火に取り組むための後押し」といったもので、事業者の防火意識の向上、責務の遂行、自ら防火に取り組むことへの支援が求められています。

「北九州市商店街の活性化に関する条例」は、第1条・目的で、「商店会、事業者、市、近隣事業者、経済関係団体及び建物所有者等の責務等を明らかにすることにより、商店街の活性化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。」など、関係者の市民生活向上のための責務を謳っています。

あらためて、事業者が火災予防の重要性に自覚と責任を持つようにするために「北九州市商店街の活性化に関する条例」の中に、市場・商店街の防火対策に関する規定を明確に盛り込むことが求められます。市長の見解を伺います。④

さらに、市場・商店街等で、組合加入者と未加入者の関係が希薄化している現状から、消防が調整役となり、地域が自主的に防火に取り組むためにも、大規模でない木造商店街も、「重点防火指導対象地域」同様の防火訓練を含む査察・指導が求められます。見解を伺います。⑤

自閉・情緒特別支援学級を市内すべての小中学校に設置することを求めて質問します。

自閉・情緒特別支援学級に通う子どもたちの中には、人とうまく接することができず、友達との関係がうまくいかない場合や、通常学級で勉強すると先生の指示がうまく通らない時に、聞き返すことができずパニックになる場合もあるそうですが、特別支援学級にいと、

落ち着いた環境で学習することができるようです。このように通常学級と特別支援学級で、緊張と緩和を繰り返し、みんなとの生活の中で子どもたちは成長しています。

国の「インクルーシブ教育」は、障がいのある者とない者が同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、教育的ニーズに最も的確にこえる指導を提供するために、小・中学校においては通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意することを求めています。

また、障がいを持つ人を含めた教育の平等性については、いくつかの法令でも定められています。まず、日本国憲法は第 26 条で「ひとしく教育を受ける権利」を定めています。そして、日本政府の批准する国連の「障害者の権利に関する条約」は、国の責務として、「障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育・中等教育を享受することができること」としています。

さらに、北九州市の「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例」は、その目的を、「全ての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与すること」と規定しています。しかし、現在の本市の教育環境と照らし合わせると、一部の小中学校にしか自閉・情緒特別支援学級がなく、支援を受けようとすれば長距離の通学をせざるを得ない場合もあります。全ての子どもが平等に支援を受けられているとは言えない状況です。

同じ政令市でも、横浜市や川崎市では校区に一人でも特別支援学級の求めがあれば、すべての小中学校で特別支援学級を設置し対応します。自閉・情緒特別支援学級については現在設置率 100%です。これこそ日本国憲法で定められた「ひとしく教育を受ける権利」の実現ではありませんか。本市も自閉・情緒特別支援学級の求めがあるすべての小・中学校で 100%設置の方針を掲げるべきです。見解を伺います。⑥

最後に特別支援学校のスクールバスについて伺います。

2020 年 12 月議会において教育長は「文部科学省の公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の中で通学時間は、おおむね 1 時間以内が目安」「平成 29 年度以降、合計で 5 台のスクールバスの増車を行い、特別支援学校の乗車時間が 60 分超えの車両は 4 割まで減少した」「児童生徒の身体的負担や安全面に配慮する観点から、特別支援学校のスクールバスは適切な運行に努めたい」と答えています。

国のコロナ交付金の活用で増便となっていた特別支援学校のスクールバスは、保護者から、通学時間の短縮になると大変喜ばれていましたが、コロナが 5 類に移行したことに伴い、33 台から 25 台に減便される予定です。これまで横に誰も乗車していない状態で通学できていたものが、再び相席となり、そのうえ通学時間も長くなるなど、子どもたちのストレスも増すこととなります。保護者もまた、子どもをバス停に連れて行く時刻が朝早くなる場合や、逆に今までより遅くなる場合など、勤務時間にも大きく影響が生じます。児童生徒の身体的負担や安全面に加え保護者の負担軽減のためにも、本市はスクールバスの台数を増やすべきです。見解を伺います。⑦

出口成信議員の一般質疑 答弁と再質疑

[地球温暖化対策について]

■市長

みなさん、おはようございます。私からまず、地球温暖化対策につきまして、火力発電所の廃止、出力制御に対する要請、再エネ電力の活用、水素製造施設の建造、建設計画についてお尋ねがございました。

私からはですね、地球温暖化対策に関する総論部分を、お答えしたいと思います。

気候変動問題は、平均気温の上昇や海面水位の変化など自然界への影響だけでなく、大雨の被害や農産物の品質低下など、社会生活にも影響を及ぼす世界にとって大変重要な問題であります。

気候変動による深刻な影響を受けるのは将来世代であります。豊かな環境を次の世代に引き継いでいくためには、今を生きる私たちの使命であり、北九州市としても全力で取り組むべき課題であると考えております。

昨年末に開催された国連気候変動枠組み条約の第28回締約国会議、COP28で温室効果ガス削減の取り決めであるパリ協定の進捗評価が行われ、世界の気温上昇を産業革命以前と比べて1.5度に抑える、いわゆる1.5度目標の達成に向けて行動が必要である旨が改めて強調されました。

北九州市においても、2050年のゼロカーボンシティを目指し、域内の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比47%減とする目標を掲げ、積極的に対策を進めております。

温室効果ガス排出量の大幅な削減に向けましては、太陽光や風力などの再エネ電力の最大導入に加えて電化が困難な高温の熱需要へのグリーン水素の利用などが必要不可欠であります。

これらの取り組みの推進にあたりましては、再エネ電力の発電を停止する出力制御について、回数をできる限り低減すること、天然ガスなど既存燃料と比べて水素価格が高いことなど、国レベルで取り組む課題があるものの、北九州市としても、脱炭素化を通じた市内産業の国際競争力の強化につなげるため、こうした課題の克服にもチャレンジしてまいりたいと考えております。

[鳥町食道街火災について]

詳細については環境局長からご答弁申し上げます。続きまして、鳥町食道街火災につきまして、「北九州市商店街の活性化に関する条例」に、規定を明確に盛り込むべきということ、それから「防火指導対象地域」と同様の防火訓練を木造商店街でも行うべきということお尋ねがございました。

本年1月3日に発生をいたしました鳥町食道街をはじめとする魚町地区の火災では、約2730平方メートル、36店舗を焼損するという甚大な被害となりました。

被災された方々には心からお見舞いを申し上げます。

令和4年の旦過地区の火災を受け、火災予防対策の強化に努める中、令和5年1年間の火災は、市政発足以降、最も少ない件数となり、市民の皆様の防火意識の高まりにも手応えを感じただけに、非常に残念なことでございます。

北九州市では、令和4年10月に有識者による「火災予防対策の在り方検討会」を設置し、今後さらに必要な火災予防対策や消防法令上義務のない事業所に対する規制のあり方などについて議論をしていただきました。

検討会におきましては、規制の強化よりも飲食店関係者等の防火意識や防火に対する機運を高める方が、実効性がある、などのご意見がございました。そうした意見を受けて、現在、防火指導員によるきめ細やかな防火指導や地域ぐるみの防火訓練の後押しなどに取り組んでいるところでございます。

このように、北九州市としては、市民の皆様、事業者の皆様との信頼関係を築きながら、火災予防対策強化の取り組みを進めているところであり、市場、商店街の防火対策に関する規定を、議員ご提案の条例に盛り込むことは考えておりません。

[防火指導の対象地域指定について]

次に、令和4年の2回目の旦過地区火災を受けて、国から、木造飲食店等が密集する地域に対する防火指導の方針が示され、重点的な防火指導の対象地域を指定するよう通知がなされました。

この指定の目安は、木造建築物が密集していることに加え、延べ面積の合計がおおむね3000平方メートル以上のアーケード商店街など、多くの木造飲食店が存する地域であること、または、おおむね築60年以上の古い木造建築物が多い地域であることなどとされております。

この目安に基づき、北九州市におきましても、旦過地区など51カ所を指定し、防火指導を強化しているところでございます。

一方、市内には、鳥町食道街のように、指定条件は満たさないものの、延焼の危険性が高い地域が存在しております。北九州市におきましては、これらの地域に対しましても、「重点防火指導対象地域」と同様に、定期的な査察や防火指導員による防火指導などを行っております。

また、地域主体の防火訓練につきましても、消防局が調整役となって順次行ってきているところであり、未実施の地域に対しても、市としては夏ごろを目途に完了できるよう調整を進めているところでございます。今後とも、事業者と地域の防火意識の向上や自主的な取り組みを後押しするため、指導、啓発を粘り強く続けることで、市民の皆様が安心、安全に暮らすことができる「安らぐまち」の実現を目指してまいります。

私からは以上です。残りは関係局長からご答弁いたします。

[石炭火力発電所の排出について]

■環境局長

私からは、地球温暖化対策に対する3つの質問を順次お答え申し上げます。まず、石炭火力発電所の排出についての見解です。

昨年開催されCOP28の決定文書におきまして、削減対策が講じられていない石炭火力の大々的削減に向けた取り組みの加速などが明記されました。国の第6次エネルギー基本計画におきましては、パリ協定などを踏まえ、非効率な石炭火力発電について段階的に削減する方針が示されており、2030年度までに石炭火力の電源構成比率を2020年度現在の31%から19%に引き下げることとされております。

その一方で、同計画では、石炭火力発電所の位置付けとして、再エネを最大限導入する中で、電力を安定供給するための調整電源としての役割が記載されています。このよう

に、エネルギー政策につきましては、国の責任のもと検討が進められるものと承知しております。

議員ご指摘の北九州市の石炭火力発電所の取り扱いにつきましても、脱炭素化や電力の安定供給などの観点から、検討が進められるものと考えております。脱炭素社会の実現におきましては、再エネを最大限導入することは大変重要であります。現時点では、不安定な再エネ電力の活用には火力発電などの調整電源が必要であることも事実であります。

北九州市としましては、官民連携のもと、再エネの主力電源化を目指すとともに、火力発電につきましてもグリーン水素の活用を検討するなど、脱炭素社会の実現に向けて取り組みを進めてまいります。

[九電送配電の出力制御について]

続きまして、九州電力送配電に対して出力制御を行わないように求めるべきとのご質問にお答えいたします。

電力の安定供給のためには需要と供給を一致させる必要があります。そのバランスが崩れれば、大停電が発生する恐れもあります。

そのため、国が定める優先給電ルールに基づきまして、春や秋の昼間など、電力需要が多くない時期に、一時的に発電を停止させるものが出力正常であります。この優先給電ルールでは、まず火力発電所の出力制御、次に連系線を活用した他地域への送電がなされた上で、必要な場合に再エネが出力制御の対象になると定められております。

そのため、再エネは火力発電よりも優先的に供給される仕組みとなっております。北九州市としては、出力制御は電力の安定供給のために必要な仕組みと認識しておりまして、九州電力送配電へ要請を行うことは考えておりません。しかしながら、出力制御の回数を減らして、再エネを最大限活用することは大変重要であり、国において検討が進められているところです。

北九州市としても、この課題解決に向け、取り組んでいるところであります。具体的には、九州と本州間の送電能力強化の早期実現を国に要望したり、民間企業などと連携したりするなど、出力制御が発生する時間帯での積極的な電力消費や蓄電池、EVを活用し、電力需要を創出することなどに取り組んでおります。

なお、議員お尋ねの北九州パワーにつきましては、蓄電池の導入やEVを活用したエネルギーマネージメントなどを通じ、地域新電力として出力制御の低減に向けた取り組みを進めています。

北九州市としましては、新たな電力需要を創出するなど、出力制御の低減に貢献し、再エネ電力の有効活用にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

[水素製造施設建設について]

続きまして、今後の再エネ水素製造施設の建設計画について、でございます。国は、令和5年6月に改定された水素基本戦略に基づきまして、天然ガスなどの既存燃料と、水素の価格差支援、水素パイプラインなど、供給インフラ整備支援の両制度を創設し、来年度、民間企業を対象とした公募が始まる見込みであります。

公募におきましては、水素製造時のCO₂排出量が少ない低炭素水素を支援対象としており、再エネを活用した国内水素製造を最大限支援するなどの方針となっております。北九州市は、国の支援制度獲得を目指しまして、県と共同で産学官の協議会を設置しまして、

地域の再エネ電力を活用した水素製造など、様々な低炭素水素の供給プロジェクトを検討しています。

令和6年度予算案においても、この検討内容のさらなる具体化や、水素の供給、利活用に取り組む企業への助成などを計上しております。

現時点で再エネ電力を活用した水素製造施設の立地が決定しているわけではありませんけれど、北九州市としては、県や企業と連携して、その実現に引き続き取り組んでまいります。私からは以上でございます。

[特別支援教育について]

■教育長

特別支援教育に関しまして2点お尋ねをいただきましたので、順次、お答えをいたします。

特別支援学級を全小中学校に設置をし、自閉症、情緒障害特別支援学級をすべての小中学校で100%設置の方針を掲げるべきである、とのご意見をいただきました。ご答弁いたします。

令和5年度の北九州市の自閉症情緒障害特別支援学級の設置率は61.9%であります。自閉症情緒障害特別支援学級の整備方針でございますが、北九州市特別支援教育推進プランでは、自閉症情緒障害特別支援学級の整備につきましては、必要に応じた適切な設置を進めていく、ということとしております。

そこで、次年度の特別支援学級の整備にあたりましてですが、教育委員会では、修学相談におけます特別支援学級の新設希望の数を把握いたしまして、市内の特別支援学級の設置状況とか、担任となる教員の数の確保や、空き教室の確保、そういったことなどを総合的に勘案いたしまして、毎年1月末までに次年度の整備方針を決定しているところでございます。

そういった流れの中で、令和6年度でございますが、来年度は6校、中学校5校に特別支援学級を新設する予定でございます。そのうち小学校5校と中学校4校が自閉症情緒障害特別支援学級でございます。

北九州では、一方、通常の学級にも発達障害などの可能性のある児童生徒が在籍しております。そのために、通級による指導、いわゆる特別支援教室、といっていますが、その通級指導の整備を進めまして、校内の支援体制を充実していくことをプランに掲げております。

北九州市では、令和3年度からすべての小学校において巡回型の通級、いわゆる特別支援教室の制度を導入いたしまして、今年度、5年度からは全ての中学校にも巡回による通級指導を開始いたしました。

これによりまして、自閉症情緒障害特別支援学級が設置されていない学校におきましても、個別の教育的ニーズに応じた指導が可能となります。

教育委員会といたしましては、今後も、特別な配慮を必要とする児童生徒が学校において適切な支援を受けることができるように、多様な学びの場の整備に努めてまいりたい、と考えております。

続きまして、2点目のご質問でございます。特別支援学校のスクールバスについて、バスの増車をすべきだというご意見でございます。

特別支援学校のスクールバスにつきましては、新型コロナウイルス感染症への感染を防止する観点から、令和2年度から国の補助事業を使いまして、いわゆるコロナ増車を行い

まして、令和5年度は、知的障害区分の通常便の12台に加えまして、9台を増車して運行しているところです。

この取り組みによりまして、感染症対策としてのバス車内の三密の解消が図られました。また、それに加えて、乗車のための時間が削減されることから、副次的に児童生徒の乗車の時間が短縮されてきたところです。

こうした中で、新型コロナウイルス感染症が感染法上の5類に移行して、令和6年度からは国のコロナ増車の補助事業が廃止となりました。これを受けて、他の政令市と同様に、感染症対策としての増車は行わないこと、としたところです。

バスの乗車にあたりましてですが、コロナ増車を行う以前や、また校外学習などでバスを利用する際にも配慮が必要な児童生徒につきましては、個々の特性に応じまして、例えば2人掛けのシートを1人で使用してもらうなど、座席の使い方や配席などの工夫をして、きめ細かな対応を行ってきております。

通学の時間につきましては、国がおおむね1時間以内という目安を示しておりまして、スクールバスの乗車時間の短縮は従来から課題のひとつと認識しております。

このために、平成29年度から計画的に、計で言いますと5台のスクールバスを増車いたしまして、さらに来年度6年度には、小倉北特別支援学校で1台増車することとしております。

これによりまして、コロナ増車をしていた知的障害等の5校におきまして乗車時間は最長でも63分となりまして、国の示す通学時間の目安をおおむね満たしているのではないかと考えております。

昨今の運航経費の高騰などによりまして、スクールバスを取り巻く環境が非常に厳しさを増してきておりますが、児童生徒の安全、安心な通学環境を提供するために、今後もスクールバスの適切な運行確保に努めてまいりたいと考えております。答弁は以上でございます。

【再質問】

[スクールバスについて]

○出口議員

ありがとうございます。第2質問をさせていただきます。まず、スクールバスから聞きます。コロナ増便で、保護者の皆さんからこのような声が届いております。紹介します。

「入学した時にはすでにコロナ増便で、1人がけで通学しています。減便で相席になったらパニックになるのではないかと心配です」と。また、「増便で乗車人数が半減しました。だったら、バスのコースも見直して、通学時間を大幅に減らしていく。そしてストレスを減らしてほしい」。こういう声を伺いました。

以前にも教育長は、身体的負担や安全面に配慮する適切な運行を行う、というお答えをされています。ならば、ですね、現状の体制は最低限維持されるべきであり、また保護者の皆さんからもこういう声を聞き取っていただきたいと思っておりますけれども、見解を伺います。

■教育長

出口議員からのご指摘のように、ですね、入学されてからもう4年間、コロナ増車に慣れてしまっている方が、今回の通常に戻るということで、非常にご不安に思っているということ、理解できます。

ただ、このルート変更で現実的に、子どもも確認いたしましたところ、最大でバスの発車の時刻ですね、乗車の時間というのを、非常に子どもも重視しているのですが、多分、ご不便に思ってもらっしゃるのは、子どもさんがバス停で乗る時間が結構早まったとか遅くなったとかいうことをすごく気にされるお母さん方が多いんじゃないかなとは思っております。

それぞれの声を伺って、時刻の変更等も、保護者の皆様には丁寧にご説明をして、ご理解を賜りたいと考えているんですが、そもそも、スクールバスのそのコースだとかはですね、元々コロナ増車がある前から、毎年入学される方、あるいはいろいろな子どもさんの関係とかで、コースの変更というのは、しょっちゅうあります。そういうことがあるということも含めまして、保護者の皆様には、ご理解賜るように説明は尽くしたいと考えております。以上でございます。

○出口議員

保護者の方からですね、ちょっと話を聞いて、学校に到着する時間ってというのが決まっているのですよね。決まっているので、コースを、前半のコースとか後半のコースとか決めて走っているんですけど、前半に乗せた早い時間に乗せた子どもが、後半に乗る車の後ろについて、そのまま一緒に走っていくと。そして同じ時間に学校に到着するという、ものすごくちょっと理解しがたいんですよね。

できれば出発の時間を遅らせて、到着時間に合わせれば半分に減らせたりできるんじゃないかと。それをわざわざ早くに迎えに行き、そのまま後ろについて走っているというですね。それとか、学校に到着したら待っているとかなですね、車の中で20分とかですね。それぐらい待ってないと学校が始まらないのでできないとか聞いたらですね、私びっくりして。

それと、保護者の方ですね、都合もわかります。早くに送った方が仕事に支障がないとか。そんなこともわかる。早くに送る人、もうちょっと遅くに送り出す人、そういう人の時間を、ずらさないために、今回は、密は解消したけど、コースは変更しなかったと。そういうこともわかるんですけど、私が言いたいのは、1番大事なのは子どもの負担軽減なので、子どもが密を回避することと、やっぱり通学時間を短くしてやると、そういうことが1番じゃないかと思えますけど、いかがですか。

■教育長

今のお話も、子どもちょっと現場の方からも伺っておりまして、一般的に言うサービスの提供というのはですね、やはり受ける方のニーズに1番応えられればいいのですが、特に特別支援学校のスタッフの色々なですね、工夫のもとなんですが、受け入れる側の準備等のやはり問題がございまして、なかなかですね、保護者の方の全般的なニーズにですね、応えられてない部分はあるっていうことは、ご理解賜りたいと思います。

それと、確かにですね、バスは多ければ多い方がいいんですけども、例えばですけど、コロナ増車の時に、国の方から補助をいただいて、措置しておりました予算が、1億6000万を超しておりました。毎年ですけども。それを、やはり単費で用意するのは、なかなか厳しいということと、もう1つには、先ほどもちょっとバスの環境が非常に厳しくなったというふうに申しあげましたけれども、物価高騰と、また運転手不足等でですね、そもそもが、バスのルート変更等も含めまして、バスを取り巻く環境が非常に厳しくなっているというのが現実でございます。以上でございます。

○出口議員

受け入れ時間が決まっているので難しいですよ。そしたら、出発時間を遅らせてやってですね、受け入れ時間に合うようにできたらな、と思います。教育委員会もですね、今回の事務費の見直しとか棚卸しで、110事業ですか、5億7000万、見直ししていますので、こうやって生み出されたお金が何に使われるのか、ということなんです。ぜひ、こういうことに使っていただきたい、と思っているところです。

併せて特別支援学校のスクールバス、増便は維持してほしい。更に増便してほしい。福岡市同様に高等部でもスクールバスの活用をしていただきたい。

■教育長

高等部のお子さんに関しては、空いている場合、空席がある場合、それぞれの事情に依りまして、活用ができたかと、私ども考えています。

ただ、先ほどですね、自閉症児のお子様のお話をしましたが、空席があるからといいましても、子どもさん方の安全等を考えると、やはり個別のご相談に応じる形になるかなって思います。以上です。

○出口議員

ぜひ、増便して、ですね、空席をつくれるように考えていただきたい、と要望します。

次にですね、自閉情緒障害支援学級を全学級にということなんです、今議会に上程されました議案35号、障害を理由とする差別をなくし、だれもがそこに生きる北九州市作りに関する条例が一部改正されて、すべての障害のある人たちが、等しく必要とする情報を十分に取得し、及び利用し、並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにする、とあるわけですね。

自閉症情緒障害の子どもたちが、例えば、先生の指示がなかなか通らないとか、一斉の指示に何をしたいかわからない場合とかがあるようです。

条例にはみんなと等しく情報が得られること、そして、その情報で先生とみんなと意思の疎通が図れるため、そのために市は、権利・利益を侵害しないように合理的配慮が求められ、その次善措置として、環境の整備に努めなければならない、とあるわけで、すべての小中学校の自閉症、情緒障害の特別支援学級の設置と、環境整備に努めなければ条例違反になってしまうのではないのでしょうか。

■教育長

特別支援学級を増設するという方針そのものは、私どもの教育プラン、特別支援教育推進プランでも、必要に応じて増やしてまいりたい、ということは書き込んでおります。

ただ、先ほど少し申し上げましたけれども、現実的に特別支援学級を増設するにあたりましては、まず先生が必要、それと部屋が必要、いろいろな環境がございまして、なかなか一気に条例に沿って、100%設置ということは、なかなか現実論としては難しいので、状況に応じまして、優先度をつけまして、早急に努めているところです。以上です。

○出口議員

先生が確保できない、教室が確保できない、と言われているのですが、では横浜市とか川崎市は、なぜ100%設置できているのか。方針を決めて、方針を掲げればできると。特別支援学校は、生徒が増えれば教室を増やす。そうでなければならないとなっているわ

けです。要するに方針なんですね。それが掲げられれば、できると思いますので、それを決めるのは市長ですかね。予算権者ですから、ぜひそういうふうにしていただきたい。

ここで、保護者の声ですね、ちょっと紹介したいと思います。

「うちの子はね、多人数だと固まって何もできなかった。それが支援クラスだと手を上げて自分の意見が言えて笑顔が増えた。成績もよくなってきた。安心した場所のおかげで、今では交流クラスで発表こそできませんが、みんなと一緒に行動できている。支援級って、メリットしかない。その子の特性にあった支援や学習で応援してくださる。本当に必要です、と。また、ほかの保護者からは「自分らしく振舞える場所があるから、交流教室でも頑張れる。ただ、1時限目から6時限後まで交流教室では、ちょっときつい。だから情緒学級が本当に良かった」って子どもが言っていたと。そして、その交流学級の友達とできれば同じ中学校に行きたい。子どもが言っていますと。

でも、お母さんとしてはですね、その気持ちはわかるんだけど、情緒学級を優先させようと思うと。だから、進学する中学校に情緒学級ができたらどちらも叶えられるんです、と言われました。また、他の保護者の方ですけど、私は普通クラスだけの中学は難しいと思う。でも、子どもは事情がわかんないから、純粹に、どうして行っちゃいけないのって。僕がそういう障がいがあるから、そういう子はいけないのって。すごく心苦しいと。そうやって言われてですね、本当だったら当たり前のようにあっていいはずなんだけどねと。ないもんね。もう子どもはそれ以上言わないんですけど。じゃあ僕がみんなと離れるかもしれないのって。本当にこういう話を聞くと、胸が締め付けられる思いがします。もう一度聞きたいんですけど、どうですか。

■教育長

特別支援教育は、私どもの教育の中でもですね、最大の課題とっております。先ほどのやはり特別支援学級を増設というのは、非常に色々なクリアしないといけない課題が多いということで、当面ですね、今、力を入れておりますのが先程ちょっと申し上げました通級指導で、これにつきましては、1人の先生が回ってくるということで、子どもさんの行かないといけないっていう負担がなくなった関係で、非常に保護者の方からも喜ばれている制度でございまして、これは令和6年度、来年度に向かって、今よりも拠点校の数を増やしたりだとか、先生の数を増やしたりだとかで頑張りたいと考えております。以上でございます。

○出口議員

私が思うのは、やっぱり特別支援が必要な子の対応をすることで、普通のクラス全体に丁寧な説明になったり、手厚い指導、支援が行き届くようになると思います。そして、障がいを持っている子どもに対応することは、つまりクラスみんなに手厚い指導ができていくと、そういうことにつながるんじゃないかと思います。

私も子どもの時にですね、そういう支援学級がありました。どういう学級だったか、名前は覚えていませんけど。そして、学校の子どもたちですね、すぐに何々ちゃん、なにになにちゃんって遊ぶんですよね。

子どもって本当にすごいんです。交流教室に今、小学校の方が交流教室って多いんじゃないかなと思いますけれども、そういう時にきちんとすぐ受け入れて、まるまるちゃん、にはですね、こんなことしちゃダメなんだよってね。そうやって言い合っている子どもたち、すごいなって思います。

また、その子が中学校に進学して、そこに支援学級があると、中学校にもあるんだね、とずっと受け入れられていた。支援クラスがなくても障がいを持った子が入ってくると、ずっと受け入れられるとね。そうした経験が、大人になって何の違和感もなく、障がい者とともに社会生活ができることにつながっていくのではないかと。

やっぱりちっちゃい頃から障がいのある子とともに生きていく。そういうことが大切なんだと思います。

市内のですね、全小中学校に自閉症情緒障害特別支援学級を設置する方針を立てていただきたいと思います。予算執行権者としての市長の意見があれば伺いたいところですけども、どうでしょうか。

■市長

教育委員会としても色々と工夫をしてくれているようですけれども、教育委員会が言うように、特別な配慮を必要とする児童生徒が学校において適切な支援を受けることができるよう多様な学びの整備に努めてまいり、ということで取り組んでいることで、予算調整権者としても、その考えを踏まえてしっかり対応していきたいと思います。

○出口議員

しっかりと対応していただきたいと思います。それではですね、鳥町食道街の火災を踏まえた取り組みについて、第2質問します。市長は、事業者の信頼関係が大事だということで、査察や指導をこれからもやっていくということなんですけど、その信頼関係が大事だと思います。だけど、火災が起きたんですね。

だから、どうするか、ということなんです。

私はこれまで、繰り返しですね、この商店街の活性化に関する条例に本市の防火対策を規定するように求めていますけれども、これなぜかという、京都の先斗町の取り組みを伺ってなんです。

先斗町は、平成28年に界限景観整備地区というところで火災が発生しています。先斗町の町づくりの協議会では、町の誰しものが守るべき決まり事と自主規制としての「先斗町町式目」って言うんですかね、そういうものを制定しています。

この町式目は先斗町らしさを守るための最低限守るべき規則だということで、そういうのを作っているんです。そして、先斗町は、この火災を受けて、その規則に防火防災に関する事項を新たに規定したんです。

新たに事業所、店舗を営業する場合には、図面等具体的な計画により、事前に消防署へ相談すること。1厨房1台所につき消火器を設置すること。各室に住宅用火災警報器等を設置すること。2方向避難を確保すること。そして、先斗町の事業者や居住者は防災訓練に参加すること。

先斗町まちづくり協議会はですね、これが守れないなら、この街に住まないでほしいと。そのくらいの強い意志で規定をしています。私は、この先斗町の町の景観を守る規則に防火防災事項を規定した取り組みを参考にして、本市の防火対策を北九州市商店街の活性化に関する条例に規定するように提案しています。今のところ考えてないということなので、検討をしていただきたいと要望をいたします。

それでは、地球温暖化対策、水素利活用ですね。まず、石炭火力の方から質問します。

本市の石炭火力発電所廃止について再び伺いたいと思います。IPCCの報告書は、現在の各国の政策のままでは産業革命前からの気温の上昇を1.5度Cまでに抑えられない

と。今世紀末の平均気温は3・2度C上昇すると指摘し、3・2度C上昇すると指摘しています。中でも、既存の火力発電所や計画中の施設などが今後、耐用年数までに排出するCO₂の量だけで1・5度C目標どころか2度に抑えることも難しくなると。

つまり、目標達成には、新たな火力発電所も建設しない、だけでなく、今ある施設もいつ止めるかが問われている段階だと思いますけれども、再度、火力発電所についての見解を伺います。

■環境局長

先ほどの第1答弁で申し上げましたけれど、基本的に計画では少しずつ減らしていくってことになってますし、その火力発電所をどうしていくか、エネルギーの電源構成をどうしていくかっていうことについては、もちろん温暖化対策も非常に重要ですけど、安定的に電力を供給するっていう観点も含めまして、国の政策としてきちんとなされるものだというふうに考えております。以上です。

○出口議員

カーボンバジェット炭素予算、また温室効果ガス排出量を削減するために、残された時間を考えるとですね、高効率の排出とかの石炭火力発電所とか、CCSを活用してやっても2度Cにさえ抑えることが、達成することできないというのが、IPCCの報告書IEAのシナリオから指摘されています。

真摯に受け取ってですね、対応を考えていただきたいと思います。

GXですね、国のグリーントランスフォーメーション。これで水素社会推進法とCCS事業法という2つの法律が閣議決定しました。水素社会推進法とは、

水素は燃やした際に、二酸化炭素を出さない燃料として、発電や車の燃料など利用が考えられる。法案ではこの数値を基に輸入、利用を促進するために既存の燃料との価格差に補助を出したり、ガス管や貯蔵タンクの整備も進めやすくすることを目指しています。

本市は、この補助金を活用して、水素パイプラインの技術実証やメタネーションを推進する計画です。しかしですね、政府がこのGXで官民合わせて150兆円という投資を集めることとしています。民間の投資を呼び込むために政府も20兆円支出します。その財源としてGX経済移行債という国債が発行されます。

国債はいずれ国が償還し、お金を戻すわけですけども、国はその資金として今後、化石燃料の輸入業者や電力会社から徴収する方針です。結局、燃料代や電気代に上乗せされて国民負担が増えるわけで、本市が進める水素拠点化事業は、我々市民の負担によって行われていくという理解でいいでしょうか、

■環境局長

国のGXの財源についてだと思いますけれど、おっしゃる通り、国債を発行して償還するってことはそうなんです。しかしながらですね、今、私どもが電気代で払っている中に再エネ負担金っていうのがもう入っているわけですね。それは今後だんだん少しずつ減っていく、と。

そういう流れの中で、トータルとしては増えないようにする、というのが国の方針ですので、今、議員がおっしゃっているように、市民の負担がどんどん増えていくということにはならないというか、そういう計画になってございます。以上です。

○出口議員

そのまま減っていくんだったら、そっちを有効に使った方がいいと思いますけれども、水素は脱炭素にはなりません。

現在、水素やアンモニアは世界中にほとんど化石燃料から作られて、製造時にはCO₂が出ている。これを増やしても脱炭素にはならない。日本の水素戦略で、利用を2030年に300万トン、2040年に1200万トン程度の、現在の6倍まで増やすことが示されていますけれども、そのうち再エネなどで生産時のCO₂を出さない水素がどれだけのかわ、数字がない。法案では、今後、低炭素水素等、つまりCO₂排出量が少ない水素等にすることを目指していますけれども、その低炭素の定義も経産省が決めることになっていて、結局いつまでにどれだけCO₂が減るのかという実効性も曖昧だと。

政府は、現状では、水素のサプライチェーンの整備などを加速するためには、まずは化石燃料由来の水素でも増やすことが重要だとしています。

しかし、将来の目標さえ、いつまでにどれだけ再エネ由来の水素などを増やすのか、まったく決まっていないというのが、各国の戦略と比べても本当に異質なものだと言わなければなりません。

これで本当に気候変動対策になるのか疑わしいと、疑問を抱かざるを得ません。北九州市で使用されている水素ですけれども、響灘洋上風力などの地元の再エネを活用した水素製造利用計画があるのか、伺います。

■環境局長

水素の製造につきましては、再生可能エネルギーを使って地元で作ることが最もいいということで、私も考えていますので、今ちょっと具体的には申し上げられませんけれども、いろんな企業の方とは相談をしていますので、順次進めているところでございます。以上です。

○出口議員

再エネの価格もどんどん下がっています。風力発電の価格も下がっています。一步先の価値観ということならば、水素利活用というものは随分先の価値観なので、研究を進めることは否定しません。

ですけれども、今ではないと。気候危機が切迫した今ではないということを指摘したいと思います。そして、私たち市民ができる対策として、省エネがあります。

家計にもプラスになります。他にも、宅配便を再配達にならないように宅配ボックスを使うとか、また、食材は地産地消を心がけるなども輸送エネルギーを減らすことにもなります。

そして、省エネ住宅で窓を二重窓にするとか、断熱性能を上げるリフォームをやるとか、これも高熱費が減って元が取れる対策、屋根に太陽光パネルをつけるとかですね、これもいずれは元が取れる。加えて、災害などで停電になっても電気が使えるというね、こういう可能性があります。

こういう市民ができることから取り組んでいくことが必要だと思います。そして、何よりもこの対策、地元の工務店への仕事を作ります。

そのためにも、今のべたような市民の省エネ対策への、この本市独自の省エネ助成制度を創設すべきだと思いますけれども、見解があれば伺います。

■議長

時間がありません。

■環境局長

はい。そうですね、色々ちょっと他の状況とかも調査しつつ考えていきたいなと思います。